

今後とも、青少年の芸術文化活動発表機会の一層の充実に努める必要がある。特に、県高等学校総合文化祭については、現在の3部門に写真、書道や地域に根ざした伝統芸能などを加え、内容の充実を図る必要がある。

第2項 芸術鑑賞の機会

(1) 美術展

昭和45年度から、県文化センターにおいて美術展を開催して、美術鑑賞機会の提供に努めてきた。昭和59年度には、県立美術館が開館し、更に優れた美術作品の鑑賞機会の提供に努めている。県立美術館においては、収蔵作品を常時展示する常設展と国内・国外の美術館との連携の下に行う企画展が開催されている。

また、美術作品を鑑賞する機会の少ない地域での美術の振興を図るために、県総合美術展覧会の作品を巡回展示する県展移動展を実施している。

今後とも、県立美術館の常設展・企画展の内容を充実するとともに、巡回美術展を実施し、美術鑑賞機会の充実に努める必要がある。

(2) 舞台芸術公演

県民に舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、国との共催により、こども芸術劇場、青少年芸術劇場及び移動芸術祭を実施するとともに、家族ぐるみで鑑賞する家庭劇場を県独自で実施している（表4-1-5）。

今後とも、国との共催による舞台芸術公演の充実を図るとともに、家庭劇場や県内文化団体の協力の下に行う舞台芸術公演など県独自の公演の充実に努める必要がある。

表4-1-5 舞台芸術公演の実施状況

（単位：公演）

区分	年 度							
	51	52	53	54	55	56	57	58
こども芸術劇場	3	3	3	1	2	2	1	2
青少年芸術劇場	2	2	1	3	2	3	3	1
家庭劇場	20	20	20	30	25	25	25	25
移動芸術祭	4	4	5	5	7	6	4	3

注：「文化課調査」（昭51～昭58）による。

第3項 文化活動推進体制

(1) 文化行政組織

① 県の文化行政組織

芸術文化の振興と文化財保護に係る行政の充実を図るために、昭和47年度に文化課を新設し、昭和55年度には、美術館、図書館、博物館を建設するため文化施設整備室を文化課内に設置した。文化課の職員数は昭和51年度に15人であったが、昭和58年度には36人（うち文化施設整備室19人）となり、県の文化行政組織は充実してきている。また、教育事務所においても市町村の文化行政に対する指導・援助に努めている。

しかし、県民の文化行政に対する要求はますます増大し、多様化しており、これに対応す